

埼玉県県民活動総合センターE S C O事業提案検討選定会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県県民活動総合センターを対象に客観性のあるE S C O (Energy Service Company の略)事業を実施するため、事業者から公募した包括的な省エネルギー改修に関する提案を、客観的かつ公平に審査する埼玉県県民活動総合センターE S C O事業提案検討選定会議(以下「検討選定会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討選定会議は、次の事項について検討する。

- (1) 埼玉県県民活動総合センターE S C O事業提案の審査に関すること。
- (2) その他事業実施に関すること。

(構成)

第3条 検討選定会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

(委員長及び委員)

第5条 検討選定会議は、委員長1名、副委員長1名及び委員3名をもって構成し、委員長、副委員長の選出は委員の互選による。

- 2 委員長は、検討選定会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(検討選定会議の開催)

第6条 検討選定会議は、委員長が招集し、その議長は、委員長がこれに当たる。

- 2 検討選定会議は、必要に応じて、専門知識を有するもの又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討選定会議の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討選定会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

別表

(第3条関係) 委員会

委 員	東京電機大学工学部機械工学科教授	高村 淑彦
	財団法人省エネルギーセンター常務理事	乾 久人
	埼玉県総務部副部長	石浜 秀夫
	埼玉県都市整備部設備課長	鎌苅 悟
	財団法人いきいき埼玉 理事(兼)事務局長(兼) 埼玉県県民活動総合センター所長	津久井 千章